

第 6 回 大 阪 府 環 境 審 議 会  
会 議 録

平成 8 年 6 月 1 7 日 ( 月 )

KKRホテルオオサカ 3 階「銀河」

## 第 6 回 大 阪 府 環 境 審 議 会 会 議 録

1. と き 平成 8 年 6 月 17 日 ( 月 ) 午前 10 時 30 分 から

2. と ころ K K R ホ テ ル オ オ サ カ 3 階 「 銀 河 」 の 間

### 3. 出席委員

会長 矢吹 萬壽 委員	古川 安男 委員
銀煙 中馬 一郎 委員	山本 幸男 委員
秋山 文一 委員	野田 昌洋 委員
芦田 忠治 委員	藤井 昭三 委員
池田 敏雄 委員	阿部 誠行 委員
國則 登代 委員	*磯村 隆文 委員
近藤 雅臣 委員	原 昇 委員
鈴木 善次 委員	*林 實 委員
須田 政勝 委員	*喜多 洋三 委員
田中 忠明 委員	*寺田 為三 委員
中澤 禮次郎 委員	堀端 宏 委員
中村 浩 委員	*清水 行雄 委員
前田 英昭 委員	*南殿 利正 委員
山口 百合子 委員	*大島 綏子 委員
山田 卯三郎 委員	*岩田 満泰 委員
山村 万里子 委員	*中山 靖之 委員
	*武林 郁二 委員
	*脇 雅史 委員

以上 34 名

( \* は、代理者が出席 )

(午前10時30分開会)

○事務局 それでは、ただいまから始めさせていただきます。

現在ご出席いただいております委員の先生方の人数は34名でございます。大阪府環境審議会条例の規定によりまして、本会は成立いたしておりますので、ご報告申し上げます。

議事にお移りいただきます前に、前回の本審議会以降新たにご就任いただきました委員の先生方をまずご紹介させていただきます。

お手元に委員の名簿をお配りしておりますので、ご確認いただきたいと思います。

大阪府府議会議員の方々でございますが、

古川安男委員でございます。

山本幸男委員でございます。

野田昌洋委員でございます。

藤井昭三委員でございます。

また、本日ご欠席ではございますが、川合通夫委員、野上福秀委員、小川眞澄委員、3名の先生方にもご就任いただいております。

それでは、開会に当たりまして、大阪府の高杉環境保健部長から一言ごあいさつを申し上げます。

○高杉環境保健部長 この4月1日付をもちまして環境保健部長に就任をいたしました高杉でございます。第6回大阪府環境審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、本日はご多忙のところをご出席をいただきまして、また平素より本府の環境保健行政の推進に格別のご支援をいただきまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

策定を進めておりました「環境総合計画」につきましては、昨年9月にご答申をいただきまして、また2月に「概案」という形で本審議会にご説明を申し上げたところでございますが、その後、府民のご意見をお聴きしながら、3月26日に策定することができました。既に委員の先生方のお手元にはお届けしたところでございますが、この場をお借りいたしまして、深く感謝を申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、都市・生活型公害や地球環境問題など、今日の環境問題は、大量生産、大量消費、また大量廃棄といった経済社会システム、また生活様式、こういったも

のが原因だということが言われております。その解決に向けては、それぞれが協働して環境への負荷の少ない循環・共生型社会の構築をしていくことが求められているところでございます。

本府といたしましては、環境総合計画に基づき、省資源・省エネルギーの推進や、豊かで良好な水環境の創造、廃棄物の減量化、リサイクルといった環境に関する施策を総合的・計画的に推進し、「豊かな環境都市・大阪」の構築に力を注いでまいり所存でございますので、引き続きましてご支援、ご協力をお願い申し上げます。

本日は、本年2月に本審議会に諮問をさせていただきました「化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の改定」について、検討を付託されました専門委員会よりのご報告を中心にご審議をいただくこととなっております。

大阪湾の水質につきましては、これまで第3次にわたる水質総量規制の実施によりまして、従前に比べ改善をされてきているところではございますが、CODの環境基準は、湾の奥部を除きまして、まだ達成されていないという状況でございますことから、一層の水質改善を進めていく必要がございます。このため、本府といたしましては、できるだけ早期に第4次総量規制をスタートさせたいと、このように考えておりまして、本審議会におかれましては、専門委員会からのご報告をもとにご審議をいただき、ご答申いただければと思っております。よろしくお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございます。

○事務局 それでは、矢吹会長に議事をお願いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

○矢吹会長 委員の皆さん、ご多用のところをご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、早速ですが、議事を進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

前回の2月の本審議会におきまして、知事から「化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の改定」についてご諮問を受けたところでございます。

そこで、本審議会では専門委員会を設置し、専門的・技術的事項について検討していただくこととしたところでございます。それを受けまして、本審議会の近藤委員を座長とする水質総量規制専門委員会を発足し、ご審議いただいたところでございます。

このたび、専門委員会でのご検討結果がまとまったということでございますので、まず、近藤座長からそのご報告をいただきます。近藤座長、どうぞよろしく願いいたします。

○近藤座長（水質総量規制専門委員会） 専門委員会の座長を務めさせていただきました近藤でございます。

早速ですけれども、専門委員会の調査検討結果につきまして、お手元にお配りしました資料をもとに説明をさせていただきたいと思っております。

「資料1-1」でございますが、まずこれを説明させていただきます。

表紙をめくっていただきますと、専門委員会の名簿を載せておりますが、当審議会からは、國則委員と私が参画して、ほかに水質の問題にご造詣の深い3名の専門委員の方々に参画していただきました。

次のページをお開きください。

「そこで」と書いてございます中段以降でございますが、4回にわたる専門委員会を開催いたしまして、法律の制度に従って、大阪府からの資料及び現地調査等をもとに専門的な見地から検討させていただきました。

その結果、本調査検討結果として取りまとめて、本日の報告に至った次第でございます。

次のページは「目次」でございますが、お開きください。

報告書の構成でございますが、まず第一として、調査検討結果でございます。付託を受けました総量削減計画及び総量規制基準に関しまして、制度等のあらましとか、検討に当たったの基本的な考え方、あるいは当該案についてそれぞれ記述しております。

結果から申し上げますと、それぞれの基本的考え方に基づいて検討いたしましたところ、総量削減計画及び総量規制基準につきましては、別紙1及び別紙2のとおりとすることが適当である、との結論を得ております。

次に、第2のところでございますが、大阪湾の水質改善をより一層進めるために、今後取り組むべき課題を付帯意見として3項目挙げております。

最後に、第3の「参考」のところでございますが、当審議会への諮問文と4回にわたる専門委員会の審議経過を記載しております。

なお、「資料1-2」の参考資料でございますが、検討に用いた資料やデータのうち、基礎的な部分を掲載したものでございます。

以上、報告書の構成を中心に説明させていただきましたけれども、専門委員会としては、付託を受けました事項については、本調査検討結果に従って措置するのが適当である、というふうに考えております。

なお、内容の詳細につきましては、引き続き事務局の方から説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○事務局 おはようございます。水質課長の岩崎でございます。ご指示がございましたので、報告書の内容についてご説明をさせていただきます。座ってご説明をさせていただきます。

まず、「資料1-1」の1ページをお開きください。

調査検討結果の一つであります総量削減計画ですが、まず「総量削減計画のあらまし」ということで、総量規制の経過や概要をお示ししております。

総量規制の制度は、瀬戸内海、東京湾、伊勢湾の水質の改善を図るために、海域の汚濁の指標であります化学的酸素要求量、いわゆるCODの汚濁負荷量を全体的に削減しようとする制度でございます。昭和53年に水質汚濁防止法等の改正により導入されたものでございます。

これまで3次にわたり総量規制が実施され、段階的な汚濁負荷量の削減の結果、昭和54年度の1日当たり190tが平成6年度は1日当たり122tにまで、36%程度削減がなされました。大阪湾の水質も改善傾向が見られるわけでございますが、湾の奥部を除いて、なお環境基準の達成には至っておりません。

全国的にも同様な傾向から、国は、大阪府を含む3水域、20都府県に対しまして、新たに平成11年度を目標年度としました総量削減基本方針を示しました。大阪府にあっては、削減目標量112tを指定してまいったわけでございます。

併せて、第4次の総量規制に向けまして、総量規制基準値の設定方法の改定を行ったところでございます。

下の図は、水質汚濁防止法によります国と大阪府の役割をお示したものでございます。

図の左側の総量削減計画でございますが、国の基本方針に基づき、府は発生源別の削減目標量や目標達成の各種施策を体系的、網羅的に織り込んだ計画を策定する仕組みでございます。

図の右側の総量規制基準でございますが、国は、業種別に基準の範囲を設定いたしま

して、府はその範囲の中で基準値を具体的に決める仕組みになっております。今回、専門委員会に調査検討をいただきましたのは、この図の中で、府が策定または設定することとなります総量削減計画及び総量規制基準でございます。

2ページをお開きください。

上の図は、大阪湾への大阪府域からの昭和54年度の第1次規制からのCODの排出量の推移をお示したものでございまして、今回の第4次の国の削減基本方針では、平成6年度の122tから平成11年度には112tまで、約8%削減しようとするものでございます。当初の昭和54年度の190tからしますと、約41%の削減率になります。

次は、総量削減計画策定についての基本的な考え方でございます。

中段には、発生源別の削減目標量をお示してしております。基準年度の平成6年度の汚濁負荷量122tのうち、生活排水系が88t、約72%、産業排水系が27t、約22%、その他系が7t、約6%でございます。

今回の総量削減計画では、生活排水系については88tから80t、産業排水については27tから24t、それぞれ約10%の削減となっております。なお、その他につきましては7tから8tへの増加となっておりますが、表の「注」にも記載しておりますように、平成6年度の値が、異常な渇水の影響を受けまして、雨水に伴って持ち込まれますCODの量が少なかったためであります。平年ベースで補正しますと8tとなり、目標年度の値と同様でございます。ちなみに、平成6年度の大阪管区気象台の観測で得ました降雨量は年間767mmでございまして、平成5年度、前年度は1,562mmで、約半分程度になっております。

これらの削減目標量は、法令の規定によりまして、排水の処理技術水準や下水道等の生活排水処理施設の整備の見通しを勘案し、実施可能な限度において削減を図ることを前提に定めることとされております。

また、今回の総量規制では、汚濁負荷量の大きい生活排水の対策について、一層の推進を図るとともに、産業系排水対策についても、さらに充実を図って、全体としてバランスのとれた削減を図る必要があるとされております。

3ページをご覧ください。

下の図は、さきの発生源別の削減目標量の算定方法をお示したものでございます。一番上の生活系でございまして、削減目標量は80tは、「大阪府新総合計画」の将来フレーム人口を基礎として、大阪府下水道整備基本計画、いわゆる21コスモス計画や大阪

府の生活排水処理計画などから想定いたしまして、下水道人口や浄化槽人口をもとに将来の排水量を予測するとともに、各施設の高度処理の計画や総量規制等による改善効果を見込んだ水質を予測して算定したものでございます。

次の産業系でございますが、削減目標量24 tは、過去からの業種別の排水量の推移から、総量規制対象工場については個別に、その他の小規模・未規制工場、事業場については統計的に将来の排水量を推定するとともに、総量規制による改善効果を見込んだ水質を予測いたしまして算定したものでございます。

最後のその他でございますが、削減目標量の8 tは、畜産や土地等の自然系の負荷量でございます、発生原単位と面積などから算定したものでございます。

これらの算定方式は、第3次までの総量規制に用いられていた方法でございます、人口や排水量、水質等の算定の前提条件についても妥当なものとされております。

次に4ページをお開きください。

総量削減基本方針に基づきまして、さきの基本的な考え方を踏まえ検討した結果、総量削減計画（案）は、別紙1のとおりとすることが適当である、との結論をいただきました。下の表は、計画案の骨格をお示ししたとおりでございますが、削減目標量の達成のために、大きく四つの施策を講じることといたしております。

一つ目は、生活排水処理施設の整備促進でございます。

二つ目は、総量規制基準の改正強化でございます。

三つ目は、小規模排水対策でございます。

最後は、府民、事業者の環境保全に対する意識高揚を図るための教育、啓発でございます。

なお、その他の必要な事項として7項目の施策を掲げております。

それでは、総量削減計画の具体的な内容についてご説明させていただきますので、恐縮ですが、「別紙1」に当たります11ページをお開きいただきたいと思います。

11ページの「表1」は、先ほどご説明いたしました発生源別の削減目標量でございます。

12ページをお開きください。

削減目標量の達成の方法でございます、まず1番目に、生活排水処理施設の整備等を掲げております。

第1がアの下水道の整備でございます。表2に下水道の整備計画を掲げております。



平成11年度の行政人口 911万人に対して、水洗化人口で 718万人、普及率で86.5%にしようとするものでございます。

イがその他の生活排水処理施設の整備でございまして、合併浄化槽の普及促進や農業集落排水施設等の整備推進を図ることとしております。

特に合併浄化槽につきましては、除去効果の高い浄化槽の設置指導や、小規模の浄化槽の合併処理化の推進とともに、水質汚濁防止法などに基づく規制指導によりまして排水水質の向上を図ることとしております。

13ページをご覧ください。

ウがし尿処理施設の整備でございまして、高度処理施設の導入促進や排水水質の向上を掲げております。

次に、(2)は総量規制の大きな柱の一つであります総量規制基準の設定でございまして。具体的な基準値については後ほど説明させていただきますが、基準の設定及びその基準の遵守によります汚濁負荷量の削減や新增設に対する特別の基準値の設定などを掲げております。

(3)は小規模排水対策でございまして。

アの生活排水対策でございまして、家庭でできる雑排水対策についての啓発、普及、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策の重点地域の指定など、計画的、総合的な生活排水対策を推進することとしております。

イの総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策でございまして、いわゆる上乗せ条例や「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく指導のほか、「小規模事業場排水処理の手引き」による削減指導を行うこととしております。

次に、14ページをお開きください。

ウの畜産排水対策でございまして、排水処理施設の設置や、ふん尿の堆肥化などによりまして汚濁負荷の削減を図ることとしております。

(4)の教育、啓発等でございまして、各種広報媒体の活用や、環境月間における事業等を通じまして、府民の環境保全に対する意識の高揚を図り、水質改善のための施策に理解と協力を求めるとともに、事業者に対しても総量規制基準の遵守徹底や汚濁負荷削減の協力要請を行うこととしております。

最後に、3. 「その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項」でございまして。全部で7項目掲げておりまして、(1)底質汚泥の除去、(2)養殖漁場対策、(3)栄養塩類の対策、

(4)水質浄化機能の活用、(5)監視体制の整備、(6)調査研究の推進、(7)中小企業の助成措置でございます。

(5)の監視体制の整備につきましては、前回の環境審議会でご答申をいただきました「公共用水域の水質測定計画」に基づき監視を行っているところでございます。

以上が「総量削減計画（案）」でございます。

恐れ入りますが、ページを戻っていただきたいと思っております。5ページをお開きください。

5ページでございますが、専門委員会でのもう一つの付託案件であります「化学的酸素要求量に係る総量規制基準の改定」についての検討結果でございます。

(1)の総量規制基準のあらましでは、基準の仕組みや算定方式が述べられております。対象工場・事業場は、日平均排水量50t以上でございまして、府域では約1,600の工場・事業場が今回の総量規制基準の適用対象となります。

下の表をご覧くださいと思います。一番上に基準の算定式がございまして、汚濁負荷量の基準であるLというのは、CODの1日の許容排出量を示しております。基本的には、業種ごとの国が示す範囲の中で、知事が定める基準の基準値Cと工程排水量Qとの掛け算で算出されるものでございます。

なお、第1次の総量規制実施以降に新增設を行った事業場につきましては、 $C_i$ 、 $C_j$ といった特別の規制基準値による負荷量も合算して算出される仕組みになっております。ここで、 $C_0$ 、 $Q_0$ 、 $C_i$ 、 $Q_i$ とか、横に付いています0、i、jについてはそれぞれ、0については昭和55年7月1日以前の工程水に係る基準値及び工程水の排出量でございまして、iについては、同様、昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間のものでございまして、jについては平成3年7月1日以降のものでございまして、大変わかりにくくて恐縮でございます。

このように $C_i$ 、 $C_j$ の値は、新增設に伴う汚濁負荷量をより削減するためという観点から、 $C_0$ よりもより厳しくなっております。

これらのCの業種別の範囲は、本年3月に環境庁から告示で示されましたが、この算定方式についての基本的な枠組みは、現行と変わらなかったものの、一部の業種については $C_j$ が細分化されております。

今回の基準の改定は、環境庁が示しました合計277の業種別の基準値の範囲の中から適切なCの値—— $C_0$ 、 $C_i$ 、 $C_j$ の値を定めるものでございます。

6 ページをお開きください。

総量規制基準改定の基本的な考え方でございますが、環境庁の告示、中環審の答申の趣旨にのっとりまして検討が行われましたが、まず最初に、改定に当たっての配慮事項でございます。

ア、目標年度において実施可能な汚水等の処理技術水準、イ、企業規模、ウ、原材料等による排水処理の難度、エ、処理施設の導入等の汚濁負荷量の削減努力、オ、類似業種との整合性、以上の5項目を配慮事項として掲げております。

次に、基本方針でございますが、要点を申し上げますと、ア、新增設に係るC等の値については、原則として、最も厳しい下限値を採用することとします。

イ、既設事業場に係るC等の値については、国の範囲の引き下げ状況を勘案して、現状の水質や処理方法、総量規制基準の適合状況を考慮して、見直しを行うこととします。

ウ、特定の業種についての排水量ランクの区分についても、その必要性を検討します。

エ、府域にない業種や負荷量の小さな業種については、原則として、最も厳しい下限値を採用することとします。

以上、四つの基本方針でございます。

7 ページをご覧ください。

総量規制基準の案でございますが、先の基本的な考え方を踏まえ、検討した結果、別紙2のとおりとすることが適当である、との結論をいただきました。改定案の概要は、7 ページの中段以降の表にまとめております。これに基づいてご説明を申し上げます。

中段の改定業種の数表をご覧ください。施設に係る基準値であるC<sub>0</sub>につきましては、合計 277の業種のうち、183の業種が既に第3次総量規制において、国の範囲の下限値を採用しておりましたが、今回、国の下限値の変更はございませんでした。残りの94の業種については、検討の結果、半分の47業種について基準強化を行うこととなるわけでございます。

新增設に係る基準値であるC<sub>1</sub>、C<sub>2</sub>につきましては、既にかんりの業種が国の下限値——最も厳しい値ですが——を採用しておりましたが、今回の改定により、残りの業種についても強化を図ることにより、ほとんどが国の下限値となるものでございます。

下の表をご覧ください。基準強化を行う主要な業種の基準値でございます。食料品、繊維、パルプなど排水濃度の高い業種を中心に基準強化を図り、その基準の引き下げ率は3.6から11.8%でございます。全業種では5.1%となっております。

以上が総量規制基準改定に関する検討結果でございます。

具体的な総量規制基準の案につきましては、「別紙2」として、恐れ入りますが、16ページ以降26ページまでお示ししております。

16ページをご覧くださいますと、業種ごとに、 $C_0$ 、 $C_1$ 、 $C_2$ の数字を示させていただいております。業種ごとの区分として非常に複雑でございますが、26ページまでの間お示しをさせていただいております。

次に、恐縮でございますが、8ページに戻っていただきたいと思っております。

大阪府の水質改善をより一層進めるために、今後取り組むべき課題を付帯意見として3点出されております。

そのまま朗読させていただきます。

### 1 効果的な汚濁負荷量削減対策の推進について

汚濁負荷量の効果的な削減を図るため、総量規制基準適用事業場については基準の厳正な適用を図り、水質の改善を図るとともに、水利用の合理化、循環使用などの排水量の低減対策による汚濁負荷の一層の削減を図る必要がある。また、基準適用外の小規模な事業場についても、排水実態の把握に努め、実態に即した効果的な削減対策を講じる必要がある。

生活排水については、処理施設の早期の整備はもとより、教育、啓発事業の一層の推進により、家庭からの生活雑排水による汚濁負荷の削減を図ることが肝要である。

### 2 総合的な大阪湾水質保全対策について

大阪湾の環境対策を図るには、COD汚濁負荷量の削減はもとより、COD汚濁の一因である植物性プランクトン等の内部生産において、過度な富栄養化現象をもたらす窒素・燐についても、併せて削減を図るなど、総合的な水質保全対策の推進が必要である。

### 3 水質汚濁メカニズムの解明等について

大阪湾の水質保全対策を合理的、効果的に推進するためには、水質汚濁状況の適切な把握と併せ、内部生産機構、外洋から栄養塩類の流入等の水質汚濁メカニズムの解明や精度の高い水質シミュレーションモデルの開発など、一層の科学的な知見の集積に努める必要がある。

このような3点の付帯意見をいただきましたが、私どもとしましてもこの付帯意見につきましても、いずれも今後の大阪湾の水質改善を図るための重要な指摘と認識しております。

最後に、参考として、9ページに本年2月の審議会での諮問文、次の10ページに本専門委員会の4回にわたる審議経過を載せております。ご参照いただければと存じます。

以上で「資料1-1」の検討結果報告書の説明を終わらせていただきます。

次に、「資料1-2」の参考資料をご覧いただきたいと思っております。

今回の検討に用いた資料やデータのうち、基礎的な部分を記載したものでございまして、その構成を簡単にご説明申し上げます。

まず、1ページでございますが、総量規制制度の概要をフロー図でお示しをしております。

2ページから3ページにかけては、国から内閣総理大臣名で通知がございました「総量削減基本方針」でございます。

これは、瀬戸内海の13府県あてのものでありまして、全体として746tを717tに、約4%削減するということで、府県別に削減目標量が示されております。うち、大阪府は122tを112tに、約8%削減するということで、関係府県の中では最も削減率が高くなっております。

次に、4ページから7ページにかけては、発生源別の削減目標量の算定基礎ということで、詳細な作業の推移や基礎となるデータをお示ししたものでございます。

まず、4ページは全体量について記述しております。5ページは、生活系の量についてお示しをしております。次の6ページについては、産業系の量についてお示ししております。7ページは、その他の系の排出量についてお示ししております。

次に、8ページから22ページにかけてでございますが、今回の総量規制基準の新旧対照表でございまして、第4次規制において基準強化を図ったところに下線を付けております。ご覧いただきたいと思っております。

最後になりますが、23ページには、今回の総量規制に関する水質汚濁防止法の関係条文を抜粋しております。

以上でございます。非常に専門的な内容で恐縮をいたしております。これで報告書の説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○矢吹会長 ありがとうございます。

この報告をまとめられました近藤座長をはじめ専門委員会の委員の皆様方に感謝を申し上げる次第でございます。

専門委員会のご報告では、総量削減計画の策定及び総量規制基準の改定に当たって、基礎とする専門的、技術的事項についておおむねまとめられていると思いますので、この報告をもとに、本審議会としての審議を進めさせていただきたいと思います。

審議を進めるに当たりまして、今後の総量削減計画の策定及び総量規制基準に関する国の方針やスケジュール等について事務局よりご説明を願います。

○事務局 それでは、スケジュール等についてご説明をさせていただきます。

今回、国は総量規制が実施されます全国3水域、20都府県に対しまして、第4次総量規制を一斉に実施したいことから、6月末国へ計画の承認申請、7月上旬各府県で——大阪府の場合は告示を、9月1日施行というスケジュールを示しております。府といたしましても、本審議会のご審議を経て、できるだけ早期にこのスケジュールに沿って実施したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○矢吹会長 どうもありがとうございます。

それでは、専門委員会報告をもとにいたしまして審議させていただきます。ご質問やご意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

○山口委員 連合大阪の山口です。こういった結果がまとめられまして、それから大阪府が先進的に、結果を見ましても、かなりの努力目標値も高く、今までもやっておられるということで敬意を表します。

それに基づきまして、この資料のところでもありますように、私たち自身、生活者としての生活排水の規制ということが非常に大きなポイントになると思います。例えば産業系のところでありましたら、総量規制ということでかなりの規制値があって、例えばこの資料に基づきましたら、50年度のところからいきましたら約半分には減っているという、非常に大阪府の指導のご努力があったと思います。

それに引き替えまして、私たち一人ひとり、府民の生活の部分の生活系につきましては、個人の問題となっておりますので、非常にこれから大変な啓発だとか努力というものが必要になると思いますが、その部分で、もう一つ有効にできる部分として、例えば、従来でしたら、合成洗剤が水質汚濁の大きな要素ということで、「石けんを使っていこう」ということでかなりの府民、市民が努力してきたことですけれども、今、非常に家

庭に入ってくる、例えばかび取りだとか、トイレをきれいにする化学薬品、非常に多様な種類の部分が生産されて、発売されていると思います。そういった部分でも、私たち自身は、これは水に対して非常に悪いんじゃないかと思いつつも、やはり家がきれいになるということで、手軽に利用しがちなんですけれども、合併浄化槽の強化ということであっても、そういった化学物質がどれだけ除去できるのかということは、非常に疑問ですし、非常に不安となるところです。

例えば植物性をもとにした石けんをつくる企業、非常に零細中小企業のところが多いと思いますけれども、そういったところでの支援をやっていくとか、補助金をやっていくとか、府民に対してもそういうことを奨励することによって、援助していくとか、そういった一大府民運動というものがこれからもますます必要ではないか。

それからもう一つは、私自身が交通のところにおりますので、排ガスの問題を非常に憂慮している問題なんですけれども、昨日の毎日新聞で、小さな記事なんですけれども、フランスが、大気汚染の原因となる個人の所有の車を規制していく必要があるだろう、そのために公共交通を無料にしていく、いわゆる鉄道・バスを無料にしていく法案を可決したということが載っております。こういった英断を、国なり大阪府なりのそういった施策の英断が非常に必要でしょうし、私どもも公共交通にいるところでは、排ガスを規制するハイブリッドバスだとか、そういったものを導入してますけれども、多くの台数からしましたら、公共的なところに——大阪もそうですけれども、非常に少数になりますので、こういった大きな個人の車を規制していく、そして排ガスを抑えていくという部分も、大気汚染が酸性雨になって、水にはね返って、水の問題にもはね返ると思いますので、その2点で考え方がありましたら、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○矢吹会長 ありがとうございます。では、事務局からお願いします。

○事務局 水質課でございますが、それでは、お答えさせていただきます。

まず、生活排水対策でございますが、今回の基本となっておりますのは、平成13年度に大阪府下の生活排水を100%浄化するという計画がございます。それは一つは下水道の整備でございます。これは、先ほど申し上げました「21コスモス計画」というのがございまして、90%の地域について下水道を整備することとなっております。それ以外の地域については、合併浄化槽等の設置をしまして、生活排水を平成13年度には100%処理をするということで、基本的な計画をしております。

今回の規制基準の強化によりまして、生活排水を出しております下水道の処理施設及び大型合併浄化槽などについても、こういう基準値は適用されまして、厳しく規制されることになっております。そういう意味から、今回の総量規制につきましては、生活排水対策を重要視しておるといふふうに考えております。

次に、府民の啓発活動でございますが、これについては、先ほどご紹介のありましたように、無リン洗剤を中心とした府民運動が非常に成果を上げてまいりました。今後とも生活排水対策については、府民の皆様方の協力が必要でございますので、各種イベント等について啓発を図っておるところでございます。先生からご提案いただきました点については、非常に有効な考えだと思っておりますので、今後の参考にさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

はい、どうぞ。

○須田委員 須田です。汚濁負荷量を削減していただくのは非常に結構なんですけれども、内容が専門的になってわからないので、2点ほどご質問させていただきたいと思っております。

第1点は、事前に配付していただきました資料では「資料1-2」の方でございますが、5ページの生活系の削減目標量が、平成6年度の現状に比べて、下水処理場分では11年度の目標では37.4が47.9に増えています。増加しているのは、恐らく下水処理による人口増によって増えていると思われるんですが、ただ、仮に11年度の目標値の47.9t/日を処理人口で割ると、1人当たり6.66gぐらいになる。ところが、平成6年度の37.4、これは、その下に処理人口がございまして、これは数値がありませんので、グラフだけですが、マルのところは600万弱、590万から585万くらいと仮に置きますと、これが6.34から6.39gぐらいになって、増えているわけです。これはどういうことで増えているのか、ということが第1点でございます。

それから第2点は、同じく「資料1-2」の6ページの産業系の削減目標量のところの下水処理場分が、平成6年度の8.7、11年度では9.5ということですが、これはどういう理由で増えているのか。

この2点についてお教えいただきたいと思っております。

○事務局 それでは、ご説明をさせていただきます。

まず、5ページの下水処理場の排水量が平成6年度37.4tが47.9tに増えている点でございます。これについては、下水道というのは、順次整備が促進されてきまして、下



水道処理人口が増えてまいります。下の雑排水をご覧くださいますと、41.7tから26.1tに下がっておりまして、この雑排水の分が下水道に取り込まれる。その結果、下水道の処理量、排水量が結果として増えてまいるといふこととございます。

次に、6ページをご覧くださいますと、産業系の削減目標量のうちの下水処理場の分が8.7tから9.5tに増えているといふのは、これも同様、下水処理施設の整備がなされまして、産業系の工場等からの排水が下水道に接続される。その結果、下水道の処理量が増えるといふことになって、排水量が増えているといふこととございます。トータルでは、当然のことながら、汚濁負荷では下がるといふこととなります。

以上でございます。

○須田委員 今の質問ですが、一つ目についてはお答えいただいてないと思ひます。二つ目はわかりました。

一つは、要するに、先ほども申しましたように、下水処理場による処理分の人口が増加しているために、目標値が上がるといふことはわかりました。ただ、それを1人当りに換算しますと、6.66ぐらいになりまして、平成6年度のグラフのマルの読み方はわかりませんが、これは590万から585万ぐらいと読みますと、6.34から6.32ぐらいなんです。ところが、それが0.3gぐらい1日当たり増加している理由は何ですか、といふのが質問の趣旨です。

○事務局 これにつきましては、水質の水の量の増加を算定いたしましたところ、平成6年度から11年度に原単位が増えたといふこととございます。

○矢吹会長 そのほかにどなたか。

○山田委員 ただいまの件につきましては、心から敬意を表して感謝をいたしておるわけとございますけれども、しからば、こういうように規定等を制定されて、その後における行政指導としての行き方について、何か議会の質問みたいになりますけれども、私は大阪府の農業会議の会長でございますので、農業者の立場から申し上げたいと存じます。

今申し上げますのは、昨年8月の問題でございますけれども、行政区域は摂津市で、鳥飼水路と申しまして、幅6mぐらいの水路なんです。その水路の下流は番田水路に入って、神崎川を走って、多分大阪湾に集水されるといふこととございますが、ここで、これは後でわかってきたので、大変だなといふことになったんですけれども、当日、1時ごろにやっさもっさとして、大阪府の環境保健部の環境局の水質課ナガイさんといふ方がおられますが、その方にご連絡を申し上げたところが、二、三人帯同のもとにおい

て現場にお越しをいただいたということでございます。

そして、この物質については、地元といたしましても、オイルフェンスを張りまして、拡散を防止する意味において努力は傾注しておったんでございますが、「これは吸引車でもって取り除きの作業をしてもらったらいと思います。しかし、この物質についてはどうも変に思うので、府に持ち帰って一遍検査をしてみます。それと同時に、これは不法投棄であるので、警察にも連絡をしておけ」ということで、警察の方にも連絡をいたしまして、警察も「そういう犯人はもってのほかだ」というように申されて、「それに対する厳戒的な警戒が必要だから、その点については十分筋の通るようになんと仕組んでおきなさい」ということで、もちろんそういうことは、公金を支出するんですから、明確にしておかなければならないけれども、警察からご忠告をいただいて、そのとおりにやっておりました。

当日の午後5時ごろになりまして、大阪府の環境整備課のモリ主査と申す方から「この物質はトルエンという非常に危険度の高い廃液である。よって、現在やっている吸引車によって取り除くという作業は中止して、専門的な業者に依頼しないと危険である」という通知を受けたんです。それから専門業者の紹介をしてもらって、大阪環境整備有限会社をお願いをして、ピストン運転によってそれを除去していただいた。あくる日も続いたわけですが、しかし、このように立派な環境保全に対する整備計画等々を策定してもらって、各先生方にここまで熱心にご討議をいただきまして、結果報告を今日いただいておるわけでございますが、こういった立派な制定をしていただいても、実際に執行される側においてええかげんなことであつたら、何にもならないというように私は感じるんでございます。

それが全部、最終的にその経費の負担はだれがしたかと申しますと、その地域の土地改良区が負担をした。人件費等を寄せますと、350万円ほど損害をした。しかし、警察の方は「犯人を捜すから、ちゃんとしておきなさい」と言いながらも、いまだにそれに対する返事がないし、こちらから申し入れても「わからない」。府の方から行政指導はしていただきました。そこまではしていただいたんですけれども、最後の詰めになった場合においては、そのままの放任主義ということで、こういう場合には、今申し上げました状態で、本当に行政はその辺でいいんですか。こういうことを申し上げると、議会の質問みたいになりますけれども、私はこういう点について、余りにも府の行政をやっ

するんですが、こういう点はどうでございますか。関連的な質問で、まことに会長さん相済みませんけれども、お許しをいただきまして、これに対する確固たるご説明をお願いしたいと存ずる次第でございます。

以上でございます。

○事務局 それでは、お答えさせていただきます。

河川等の水質の異常時の対応でございますが、河川に油とか、先ほどございましたようないろいろな薬品が流れて、結果として河川を汚すことがございます。これにつきましては、発生と同時に、関係の市町村、我々水質課、それと原因究明のためのいろいろな諸機関と連絡をとりまして、原因究明に当たっておるわけでございます。

何分、恒常的に排出されるような、我々の水質汚濁防止法の対象になるような工場ですと、当然、そういうものについては、日ごろから監視と指導を行うことができるわけでございますけれども、一時的な不法投棄とか、そういった不特定多数で、なかなかつかめないときがございます。これにつきましても、関係機関でできるだけの調査をやるわけですが、特定するのが非常に困難な場合が確におっしゃるとおりございまして、できるだけそういう発生の未然防止を図る必要はあるとはいえ、不法投棄のものへの対応については非常に難渋しているところでございます。

今後とも市町村さんと連絡をとりまして、こういう異常時の対応については、速やかに情報提供等をさせていただくように努めていきたいと思っております。

○山田委員 おっしゃることはわかるんですけれども、行政指導として指導はいただいたんですけれども、最終までご指導をちょうだいできなかったことについては残念に思っているんですけれども、調査した結果はわからないと。摂津警察署もそういうことです。調査したけれどもわからないと。

しかし、トルエンというような物質を使用し、会社経営をされているような会社は余りたくさんないのと違うかと私らは思うんですけれども、そうすると、すぐこういうものはわかるんじゃないかという感じもするんですが、それでもわからんとおっしゃるのなら、何ぼいい規定を先生方に熱心に——先ほどからご報告を伺っておりますと、4回もお忙しい中を寄っていただいて、研鑽に努力を傾注してきたということでございますが、それがむだになるようなことでは何にもならんんじゃないかというような感じがするんですけれども。えらい極端なお尋ねの仕方ですけれども。

8月と申しますと、農業者は用水が必要な時期なんです。最大に必要なときなんです。

最大に必要なときですから、川幅いっぱいには水は流れておるわけです。しかも、この水は、上流の三島というところで、淀川の水をもらって、それをポンプアップして流しているという大切な水なんです。それを汚されて、結果、それを片づけるについては、あとの経費は全部その土地改良区が負担をしていかなければならないというような行政指導のあり方にちょっと疑問を持っておるわけなんです。

以上でございます。

○事務局 今のお尋ねがございましたように、トルエン等の薬品を扱っている工場は、当然、我々も把握しております。ご一報いただきましたら、当然、そういうものを使っている工場については、全て調査をいたしておるつもりでございます。

それ以外には、先ほど申しあげましたように不法投棄に基づくようなものについては、なかなかその対策が非常に難しい。水質汚濁防止法というひとつのまとめの中では、そういう不法投棄に対応できるような仕組みにはなっておりませんので、関係機関とできるだけ情報を密にして、そういうものの未然防止を今後とも図っていきたいと思っております。

○山田委員 会長どうもすみませんでした。私の質問は終わらせていただきます。いろいろご説明をいただきましたが、しかし、私たち農業関係につきましても、防護柵もちゃんとつくりまして、その河川に対しては、あるいは水路に対しては、放棄してはならないとなっておるにもかかわらず、放棄をしておるんですから、こういうものについては、府の行政としては嚴重にチェックしてもらって、よろしくない人は捜してもらいたいです。

以上で終わります。

○矢吹会長 ありがとうございます。この問題は大変難しく、我々自身の意識というものもかなり高めていただかないと、基本的にはいかない。そういうことになると思いますが、行政の方もひとつよろしく願いいたします。

○野田委員 府会議員の野田でございます。

先ほど生活系の汚染が大変重要な対策であるというお話がございまして、平成13年度に大阪府下市町村全ての下水道が整備される見通しである、そういう計画であるということでございますが、各市町村の下水道事業がどれくらい進んでいるかという状況と、平成13年度に必ずできるんだという、そういうことでの話をちょっといただきたいと思っております。各市町村の代表の方がいらっしゃると思っておりますので、よろしく願いいたし

ます。

○事務局 現在の下水道の普及率の状況でございますが、府下全域で平成6年度末約72.3%でございます。うち大阪市は100%で、府下の下水道整備率が60%程度で、少し後れております。

今、この総量削減計画は、平成11年度を目標とした年度でございますので、先ほどご紹介しました平成13年度に、生活排水処理施設、下水道処理施設を整備いたしまして、生活排水を100%処理するという計画に向けて、平成11年度の目標値をこの中で算定をさせていただいております。

平成13年度に生活排水が100%いけるかどうかということは、現時点では、そういう計画に向かって、関係機関が最大限の努力をさせていただいているところでございます。

○野田委員 努力はいいんですけれども、各市町村関係のご代表の方もおられるので、要はできる見通しがあるかどうかということを知っているわけでございます。できるようにやろうという話は先ほどから知っているわけですが、平成13年度に向けて、各市町村の代表の方が来られていますから、うちは当然できますよとか、うちはちょっと厳しいけれども頑張りますとか、そういうことがあると思いますので、その辺のところをよろしく願います。

○事務局 再度のお尋ねでございますが、私たちの水質課といたしましては下水道整備事業に直接携わっておりませんので、平成11年度についてはこういう形で整備することでお聞きしております。平成13年度のそういうお話につきましては、私たちとしましては、生活排水100%に向かって、ぜひ関係部局ともども推進していただきたいということでございまして、下水道整備に直接携わっておりませんので、こういうことでお許しを願いたいと思います。

○野田委員 部局外ということで、またどこかの部局にお聞きしたいと思います。

○矢吹会長 ほかに。

○阿部委員 阿部ですが、教えていただきたいんですが、昭和54年から平成6年の190tから122tへと削減をされてきたわけですが、この削減によって府域の河川の環境基準値の達成の状況がどんなふうか、概数でいいですから、変化をしてきたのか。それから大阪湾の汚染等の関係で、湾奥部以外がまだ達成できてないということですが、その状況がどういうふうに移してきたのか、概略でいいですから教えていただきたいと思っております。

準備しておられる間にもう一点。今度の削減計画ですが、相当厳しくということを書かれていましたけれども、この削減目標によってどの程度の成果を予測できるのか、その点についても教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○事務局 それでは、お答えさせていただきます。

まず、河川的环境基準の達成の状況でございますが、平成2年の達成率が56.3%台でずっと推移しておりまして、平成6年度はいわゆる40%ですが、このときは非常に雨が少なかったという結果が出ておりますので、大体横ばいのような状態で河川の推移については推移しております。

一方、大阪湾の状況でございますが、これについても、平成2年から、16のポイントがございますが、環境基準を達成いたしてございまして、年によっては、9点、8点となっておりますが、全体としてはほぼ横ばいのような状況で推移をいたしてございます。

ただ、細かく見ますとそうですが、全体の流れを見ますと、過去からは少し改善したトレンドに見えてまいります。

それと、今回の総量削減計画の改善効果でございますが、先ほど申し上げましたように、排出総量としては8%程度削減されるわけございまして、これによって環境濃度がどういふふうに移るかについては、非常に予測に対して難しい面がございます。

1点は、大阪湾に流入します汚濁量については、大阪府域だけではなくて、奈良県、京都府及び兵庫県のものでございまして、そういうものが、CODとしてあるとともに、先ほど申し上げました内部生産のプランクトンによるいろいろな影響もございまして、それと、付帯意見にもございましたように、外洋からの流入等、汚濁のメカニズムが十分解明されていないというところで、十分に精査できるようなモデルは今のところはちょっとございませんので、何ppmであるというようなことは、これからそういうモデルをつくっていく必要があると考えております。

現時点におきましては、こういうふうな汚濁負荷量の削減が一定の効果を実らしていくのではないかと考えております。

○近藤座長（水質総量規制専門委員会） 今のご意見に対して、専門委員会の方であったご意見を追加させていただきます。

国の施策でもありますCODを、どんどん負荷量を落としていくという総量削減も、そろそろ限度に来ているんじゃないか。こういう単純な考え方だけでは必ずしもきれいになっていかないのではないか。特に大阪湾に関しましては、付帯意見にも出ましたよ

うに、内部生産の問題などは、根底的に水質の問題を改めて検討して、あるいは研究していく、そういうところからまた新しい施策が生まれてくるんじゃないかということで、その辺の研究も進めていただきたいと思いますと思っている次第でございます。

ですから、もうそろそろCODの削減計画も、根本的に国の方も変えてもらわないかんじゃないかというような専門委員会のご意見もございましたことを、ちょっと追加させていただきます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

いろいろとご意見をいただきましたが、専門委員会の報告の内容についてはおおむねご了解いただいたのではないかと思います、いかがでございましょうか。

○須田委員 付帯意見を付けていただきたいと思います。

先ほどの質問でわかったことは、要するに一生懸命総量削減をしていただいて下水道普及率が上がっても、個人の排水原単位が増えるために増えているのだというお話なんです。これは要するに世の中の流れとも逆行しますし、実際にどこをどうすればいいかはよくわからないのですが、特に今、生活系の排水対策となりますと、教育、啓蒙ということで、なかなか効果が上がるとも思いにくいんですが、できれば付帯意見として、少なくとも原単位を増やさないようなことを府としても講じていただきたいと思いますというふうに思います。

あと、今近藤先生の言われたCODの総量規制だけでは限界に来て、私自身も非常に問題があると思っておりますが、これは大問題で、ちょっとここではどういうふうにしたらいいかということはよう申し上げませんが、それは研究課題としていただくとして、少なくとも生活系の対策を講じていかないことにはよくならないと思いますので、その辺は付帯意見で入れられないものだろうかと思うんですけども。

○矢吹会長 生活の問題は、我々は別の会で、地球環境関西フォーラムというのでしょっちゅう議論しておりますが、落ちつくところはそこになってまいりまして、どうやって各個人の放棄といいますか、排出行為をどうするかというのは非常に大きな問題なので、何かいいご意見でもあればと思いますが、近藤先生いかがでしょうか。

○近藤座長（水質総量規制専門委員会） そういう意味で、付帯意見の1の最後の2行は、そういうところを含めて、付帯意見として申し上げているつもりなんでございますが。

○田中委員 大阪府漁業組合連合会の田中でございます。

大阪府をはじめ委員の先生の方々が、総量規制についてはいろいろとお骨折りをいた

だきまして、感謝申し上げます。

ただ、一つだけ申し上げたいのは、今、ごみとかいろんなものが大阪湾に流れてくる。そのことについては、梅雨の時期と台風の時期には大量に流れてきます。それをどうしたらいいかということで、佐野より南の市町村に対しまして、いろいろなビラをつかって、どういう方法で配布するかということで、岸和田市にお願いしたら、それなら自治会を通じた方が一番いいんじゃないかということで、56万軒の人たちに全部、自治会、町会を通じて配布してもらいました。新聞の折り込みとかで何度かやる。自治会を通じて、皆がごみを捨てないようにしようじゃないかということでなっておりますので、方法については、府は広報なりいろいろなことがあろうかと思いますが、特にまた、知事などが行った場合や副知事が行った場合は、こういうふうにしたら、皆のマナーとして、それを宣伝するためのそういう方法がいいんじゃないかと私は思います。

とにかくごみなどについては、そういうことを通じてやった方が周知徹底が図れるんじゃないかということで、各市町村にお願いして、そういう方法でビラは56万部を56万軒あるところへ全部配布するというに、大阪の漁業協同組合と大阪湾の美化安全保護会、それから後援については各市町村の後援ということで、配布方法はそのようにしておりますので、その点もひとつできたら、「市だより」を出すときに、「町だより」を出すときに配布してもらったら、周知徹底ができるんじゃないかと思います。参考意見として申し上げておきます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

いろいろとご意見もいただきましたが、もう一度検討いたしまして、修正いたしたいと思いますが、その件に関しましては私の方にご一任いただきまして、修正なり追加なりをさせていただきたいと思っております。

それでは、先ほど申し上げましたけれども、この内容についてはおおむねご了解をいただいたのではなかろうかということで、専門委員会の報告をもって本審議会の答申とさせていただきたいと思っておりますので、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」「異議なし」)

どうもありがとうございました。

私の方でどの程度修正するかなんてでございますけれども、この答申につきましては、後日、委員の皆さん方にお送り申し上げたいと思っております。

それからお、答申文の取り扱いにつきましては、私の方にご一任いただきたいと思います。



いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議題2の「その他」に移らせていただきたいと思います。事務局からご報告等がございましたらお願いいたします。

○事務局 環境政策課環境管理室の吉田でございます。私どもから2点ばかりご報告をさせていただきます。

お手元の資料でございますが、右肩に資料番号で「資料2-1」と「2-2」がございいますが、この2点についてご報告をさせていただきます。

まず、「資料2-1」でございますけれども、「平成8年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」についてという表題でございますが、去る2月9日に「大阪府環境総合計画」の概案をこの審議会の方にご報告させていただきました。その後、計画の経過といたしましては、府民の方々のご意見をお聴きするなどいたしまして、3月26日に、お手元の参考で添付させていただいておりますが、「循環・共生型社会をめざして」という副題の付けた「大阪府環境総合計画」を策定いたしております。

この「環境総合計画」の進行管理といえますか、今後の進捗を把握していくということの一環といたしまして、今申し上げました「資料2-1」の「講じようとする施策」というものを作成いたしております。

この本文につきましては、去る5月の大阪府議会にご報告をさせていただいたものでございます。今後ともそういう形で、環境に関する施策を年次計画という形で、内容を明らかにさせていきたいというふうに考えております。

次に、進行管理の関係につきましては、後、また、講じた施策、いわゆる「環境白書」でございますが、そういう取りまとめもいたしまして、毎年度「環境総合計画」の進行をご報告させていただきたいというふうに考えております。

それから次に、「資料2-2」の方でございますが、「資料2-2」の方は「大阪府環境影響評価要綱の一部改正について」ということで、いわゆるアセス要綱でございますが、お手元に、アセス要綱の「環境アセスメント」と書いたパンフレットがございいますが、要綱の一部を改正することについてご報告をさせていただきたいと思っております。

これは、「資料2-2」の裏を見ていただきたいのですが、電気事業法が改正されまして、今まで近畿2府4県の大坂であれば、関西電力さんが電気をつくり、供給をする

という形でございましたけれども、今後、3点のやり方で、関西電力さん以外のところが電気をつくり、いろいろと供給できるという形に変わります。

まず、一番上でございますが、IPPと書いてありますけれども、関西電力さん以外のところ、例えば鉄鋼とかガス事業であるとかそういった事業者の方々が発電機をつかって、できた電気を関西電力さんに卸売するということができるという制度。それから中ほどにございますのは、ある特定のエリア、地域でございますが、そこで電気をつかって、自ら電線も引いて、その地域のところに自らつくった電気を売る。上の場合は、電線は関西電力さんの電線を使うわけですが、中ほどのは、ある特定のエリアは、自らの電線をもってそのエリアに電気を供給する。それから一番下は、一つのビルの中で自ら電気をつくり、電線を引っ張って、それぞれビルのテナントのお使いになる電気を供給する。こういう三つのやり方ができるようになりました。

この3点につきまして、環境影響評価の対象事業でございますが、この三つのいろいろな形に対応できるように改正をさせていただきたいということで考えておりました、時期でございますが、明後日の19日に大阪府の公報で公告をさせていただきたいと考えております。

改正の中身でございますが、「資料2-2」の初めの方に戻っていただきますと、中ほどに「改正前」、下に「改正後」という表をつくってございますが、対象事業につきまして、「発電所の建設」というところにございました火力というものを「工場又は事業場の建設」のところに集約いたしまして、ここにございますガス供給業、あるいは熱供給業と同じような扱いで、「電気供給業」ということでくることによりまして、いろいろな事業のパターンが包括的に対象として入れるような形に整備をするということで、いろいろな関係で対象としてきましたものを12項で整理をさせていただくということの改正でございます。

なお、環境影響評価要綱そのものの見直しと申しますか、いわゆるアセス制度の見直しにつきましては、平成5年の前の公害対策審議会のご答申でございますような方向の中で、制度面、手続面の検討を進めております。いずれこの審議会にも制度の見直しについての諮問をさせていただきたいというふうに思っておりますが、今回のものにつきましては、電気事業法に基づきます改正の一部分の改正ということで、ご報告ということでご説明を申し上げたところでございます。

一応、この2点でございますが、あと、関係の資料としましては、参考としましては、

先ほど申し上げました「環境総合計画」の「概要版」というカラー刷りのものがございましたが、この「概要版」をもちまして、また府民の方々にも「環境総合計画」の啓発を進めさせていただきたいというふうに思っております。

それから、「平成8年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」、平成8年5月ということで、これは議会の方に報告をさせていただいたものでございます。

それからまた、カラー刷りで「環境アセスメント」のパンフレットがございますが、見開きを見ていただきますと、先ほどご説明しましたアセスメントの対象となる事業、全部で18ございますけれども、そういった中で、今ご説明申し上げました一部改正は、5番目の「発電所の建設」と12番目の「工場又は事業場の新設又は増設」、それから18番の「知事が認めた事業」、この三つの関連を整理して、一部改正ということにさせていただくということのご報告でございます。

以上でございます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきましてご意見、ご質問がございましたらどうぞ。

ございませんようですので、それでは、本日の会議はこれで終了いたしたいと思えます。どうも長時間ありがとうございました。

(午前11時55分閉会)